

(一)

(二)

船名	.....
船舶番号	.....
船籍港又は定係港	.....
船舶所有者	.....

海洋汚染等防止検査手帳

年 月 日交付

地方運輸局長	地方運輸局長
地方運輸局支局長	地方運輸局支局長
地方運輸局海事事務所長	地方運輸局海事事務所長
地方運輸局文局海事事務所長	地方運輸局文局海事事務所長
沖繩運輸總事務所長	沖繩運輸總事務所長

印

記載の要領

1 (2)海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の保守の記録は、船舶所有者が検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。この場合において、種類の欄には、海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備にあつては、その種類、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書にあつては、その旨を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、当該保守の記録の記載を要しない。

2 (4)海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録の(i)(e)、(ii)(f)、(iii)(d)、(iv)(b)及び(v)(f)は、船級船については、船級協会が記載すること。

3 (5)検査の記録は、船級船については、船級協会が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の46第2項に規定する検査を行ったときに、必要な事項を記載して添付すること。



(3) 海洋汚染等防止証書

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

第 号

船名	
船舶番号	
船籍港又は係船所	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日まで

条	件
---	---

(六)

<p>(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録</p> <p>(i) すべての船舶に関する記録</p> <p>(a) 船舶の区分</p> <p>(b) ビルジ等排出防止設備の要目</p> <p>(c) 同等物等</p> <p>(d) 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書</p> <p>(e) (a)から(d)までの変更の記録</p>
---

<p>(ii) タンカーに関する記録</p> <p>(a) タンカーの区分</p> <p>(b) 水バラスト等排出防止設備の要目</p> <p>(c) 分離バラストタンク又は貨物艙原油洗浄設備の要目</p> <p>(d) 貨物艙等の要目</p> <p>(e) 同等物等</p> <p>(f) (a)から(e)までの変更の記録</p>
--

(iii) 有害液体物質ばら積船に関する記録

(a) 有害液体物質排出防止設備の要目

(b) 貨物艙等の要目

(c) 同等物等

(d) (a)から(c)までの変更の記録

(iv) ふん尿等排出防止設備に関する記録

(a) ふん尿等排出防止設備の要目

(b) (a)の変更の記録

(v) 有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録

(a) 有害水バラストの排出防止に関する設備の要目

(b) (a)の変更の記録

(vi) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録

(a) 原動機の要目

(b) 原動機取扱手引書

(c) 硫黄酸化物放出低減装置の要目

(d) 揮発性物質放出防止設備の要目

(e) 船舶発生油等焼却設備の要目

(f) (a)～(e)の変更の記録

(4)

(5) 検査の記録